

議 長 日程第11「議案第50号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄自然休養村管理センター。所在地、松田町寄3415番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、1年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第50号について御説明をさせていただきます。松田町寄自然休養村管理センターは、寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場所を提供するために設置されております。

1枚おめくりいただきまして、右上の参考資料1を御覧ください。こちらは指定管理者の選定申込書となっております。記載内容は、ただいまの提案説明で御説明のとおりでありますため、1枚おめくりいただきたいと思っております。

この申込書により、抜粋した内容で御説明を申し上げます。まずはこの1ページ目ですね、指定管理施設運営事業計画でございます。有限会社みやまの里さんは、平成8年に設立され、資本金は500万円、地方自治法に定めるとおり、町が2分の1以上出資をしている法人として、毎年度、経営状況を議会に報告をさせていただいております。

事業内容（1）から（8）まででございます。同施設の維持管理はもとより、自然休養村事業に資する観光案内や飲食店の経営等となっております。その

下のほうに枠がございますが、2として、指定管理者としての基本姿勢といった部分であります。①につきましては、施設の活用により、都市と農村の交流を促進し、施設利用者へのサービス向上と経費の節減を図ることとされる一方です。②のほうにおきましては、コロナ禍における収支の不安定さが見込まれることから、指定管理期間は1年間というふうにされてございます。従来、この現指定管理期間もそうでございますが、5年の指定管理期間でございました。こちらに書かれておりますとおり、コロナ禍で書き入れ時である夏の団体客ですね、グラウンドを使われる団体客の宿泊、これが激減をしております。収入はコロナの影響を受ける前の、こちらについては半分程度まで落ち込むという、大変厳しい状況が続いていたと。そのような中ですね、今後の経営の見通しが大変厳しいということを鑑みまして、まず今回については、今回については5年という期間ではなく、まずはこの1年間で改善が見込めるかなど、こういったことをいろいろ検討されたい旨の協議がございました。そういったことを踏まえて、単年度の指定管理期間としてございます。

おめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目を御覧ください。2ページにおきましては、経営方針、また運営方法、施設の維持管理などの基本的な考え方を記載をしております。3ページにおきましては、法令遵守や環境配慮等の考え方をお示しをなさっております。

おめくりいただきまして、4ページ目を御覧いただきたいと思っております。こちらのページには、収支計画のほうが入っておりますが、こちらはまず管理センターのみの収支計画書ということにしております。しかも、複数年度ではなくて、令和5年度のみ計画ということでございます。収入のほうを見ていただきますと、内訳といたしまして、営業収入と書いてありますのは、宿泊料や研修室等の使用料となっております。また、営業外収入とございますのは、これは町の指定管理委託料でございます。

下のほう、支出の部でございますけれども、施設管理に要する人件費と光熱水費が主立ったものとなっております。人件費につきましては、同社はですね、他に次の議案等でもございます運動広場等の指定管理も担われているため、収

入の比率から案分した額、これを支出の部の人件費として案分して計上しているということでございます。

計画書の内容は以上となりまして、右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

おめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会における選定結果書となります。候補者の選定に当たりましては、項番3に記載のとおり、附帯の意見を頂戴をしております。①と②を読み上げさせていただきます。①は、コロナ禍における経営の安定性への懸念を踏まえ、指定管理期間は1年間となっておりますが、令和6年度以降を見据え、積極的に展開される1年となることを期待します。②におきましては、利用者数の減少への対策として、これからの時代に即した経営を検討されるとともに、地域団体との連携を促進し、地域振興につながる取組の具体化を期待します。また、より多くの方が訪れていただくため、今までにないサービスの検討やPRの実施など、併せて地域の財産を活用した新たな取組を期待しますということでございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 質問をさせていただきます。前の議案のドッグランの経営計画に対してですね、この経営計画、1ページの一番下の枠ですよね。コロナ禍における収支の不安定さが見込まれることから、指定管理を1年間とします。非常に後ろ向きなというか、やっぱり1年間やってみますけど、それでも駄目なら駄目ですよという、そういうことじゃなくて、一気に景気は回復するわけじゃない。事業というのは、やっぱり年次計画を立てて、徐々に、今年度計画したものは成功すれば、それに上乘せして、またさらに幅を広げていくという、これ、行政がかんでいる事業だからもっているわけですけど、民間ではとても経営が成り立たないわけですよ。その辺の基本姿勢というのが、ちょっと違うんじゃないのかな。町として、どういう指導されているのかなというふうに、非常に疑問に思います。

いろいろ管理センターの中でですね、ロウバイの実行委員会とか等やってます。経営者の大舘一郎さんも参加されている中でね。以前、先日の実行委員会の中で、委員の中からですね、日曜日に管理センターが閉まっちゃってるので、トイレが使えないで非常に困ったという意見ありましたよね。その中で、一郎さんの回答が、人件費がかかるから開けられないだというような話、ほんと後ろ向きというか。ロウバイまつり中、人がいっぱい来るのに、その人を呼び寄せて何かを販売できる、いい、絶好のチャンスじゃないですか。町のほうからは、みかんオーナー組合とか、みんな移動販売に来てますよね。あの受付のスペースというの、結構広いわけじゃないですか。ちょっとした小規模の地場産の販売所、直売所を、やろうと思えばできるわけですね。それで、寄地域でも野菜を作っている人いっぱいいます。余ったものをそこで現金化できるという、お年寄りの小遣い稼ぎにはなるわけじゃないですか。そういう取り組みばいくらでも可能性があるわけですよ。それを町としては、そういう指導はされなかったんですか。この事業者選定をする中で、そういう会話はされなかったのかどうか、その辺をお伺いします。

観光経済課長 いろいろ御提案というか、御指導を含めてありがとうございます。町としてのということではありますけども、1の法人として、今回この1年という一回結果にはなっておりますが、臨時の株主の総会を今回開かれております。その中で、いろいろ議論が…聞こえない。

議長 大きい声でお願いします。

観光経済課長 今…最初からいきます。いろいろ御指導を含めて、御意見ありがとうございます。後ろ向きという御意見が出ましたけども、実は先月、この1の法人であるみやまの里さんとして、臨時の株主総会を開いています。その中で、今後ですね、非常に厳しいという意見がある一方で、どうなんだと。この先どうなんだという意見を大分腹を割って皆さん話をなさいました。その中でですね、厳しいけども、今回この1年ですけども、そこを1年を前向きに捉えて、その先につなげようという御意見が出ております。つきましては、今回1年ということではございますけども、その先というのはまた長くやっていただける目も十

分を感じたところであります。皆さんでお話をされた中で、そういう御意見が出ましたので、非常にありがたい場でした。

またですね、先ほどロウバイまつりのお休みの日の件も含めて、社長のいろいろ御意見がありました。ただ、社長の思いとしては、この法人というのはやはり資本金を皆さんから、地域の皆さんから頂いてできていると。その資本金というのを、やはり守っていく必要というのも当然あると、執行役としてあると。そういう中で、一生懸命取り組んでいるんだということでした。ただ、その臨時総会のときにですね、守るだけかよと、そうじゃなくて、この資本金もうまく使ったらどうかと、そこまで立ち上がった意見がいろいろ出ておりましたので、この先の展望が少しずつ開けていくものと考えております。以上です。

12番 大 舘 確かに、寄の中ではそういう意見があるわけですが、担当課の課長としてね、このみやまの…ふれあい農園のドッグランの、こういう資料がもう既に入手されていたわけでしょう。最近役員会か何か開かれたというのか知りませんが、やっぱり議会へ提出する資料の中でね、あまりにも格差があり過ぎます。確かに先ほど田代議員が言うように、ドッグランの経営者はものすごい努力されていますよ。しかも、寄地域の人材を雇用されてる。自然になったわけじゃないんですよ。やっぱり経営者が努力してるからだと思う。その辺で、あまりにも計画、この議会に提出する議案としては、ちょっと違うんじゃないかなと。非常に残念に思うんですけども。確かに役員の中には一生懸命再建というか、何とかという考えの人はいっぱいいると思います。あの場所で、バスの終点で、しかも鍋割山が全国的に有名なわけじゃないですか。ハイカーさんも、ふだんの日でもかなり通られます。畑にいと分かるんですけど。そういう人たちが、必ず寄ってくれるわけじゃないですか。買う、買わないは別にしてね。そういう人たちの懐から、一銭でも稼げる方法、実践しなきゃいけないでしょうね。ただ考えているだけじゃ。お金になる方法、いっぱいあると思うんですよ。それで、社長の家の商売は閉店されて、今、自販機しかやってないでしょうね。ですから、民業圧迫にはなりませんから。ちょっとした日用消耗品、石けんとか、それから台所用品とか、ちょっとした調味料とか、そういう

ものを並べても、恐らく売れると思うんですよ。それは移動販売車の「くるまつくん」か。あの車も週に2回かな、回って、それでも売ってますよね、ある程度。ですから、常設であれば、地域の人たちも自然と買ってくれるんじゃないかと思うんですよ。あれだけスペースがあるんだから、もっと活用して生かさなきゃいけない。

それで、管理センターの役割というのは、やっぱり地域の顔ですから、そういう来てくれたお客さんに対して、寄ってすばらしいところだから、発展すれば移住まで進められるような場所じゃなければいけないと思うんですけれども、そういう位置づけの重要な場所ですから、もう少し計画についても、これじゃあまりにも残念過ぎます。見ていて非常に、このいろいろ書いてありますよね。指定管理としての基本姿勢だから、もっと前向きな、例えば、いいですよ、コロナで、コロナ禍のために収支の不安定さ、これ、どこでも同じですから。その中でも、うちも同業者ですけども、細々と、少しずつ増えてます。お客さんが、国でも旅行支援とかやってるじゃないですか。まるっきり下がりっ放しじゃありません。多少ずつ増えてますから、それはやっぱり企業努力で、お客さんに来てもらう手だてをしなきゃいけないと思う。もう少し前向きな姿勢になってほしいなと思いますけども、役場、行政としてもそういう指導していかなければいけないのか。

それと、やっぱり同じ町有財産を使用しているD A S Iさんと格差がありますよね。待遇といってる意味。片や借地料まで出してもらってる。それじゃあまりにも公平性に欠けると思うんですよ。それは確かに業績を上げてもらって、そうにしてもらわなきゃいけません。町の負担を減らすためには、それ、しちゃいけないんじゃないかと、いいことなんですけど、やっぱりここももう少し努力してほしい。可能性はあると思うんですよ。その辺、どうお考えでしょうか。

観光経済課長 いろいろな御意見を頂戴して、ありがとうございます。まず、何点かありましたけども、1点目として、資料が内容的なものを含めてですね、もう少し前向きにと、また詳細にという部分につきましては、事業所様にもよくお伝えを

して、町としてもうまく調整をしてですね、内容については少しずつ改めさせていたきたいと思います。

2点目のですね、今後どうしていくかという部分ですね。これがじゃあ町のビジョンはというお話を頂きましたけれども、先ほど申し上げた臨時総会の中には町長にも御出席頂いてですね、いろんな意見交換をしています。キーワードとしては、まずこの後の議案にもなりますけども、運動広場のやはり活用というのが大きい一つポイントになるというふうに思っています。先ほど申し上げたとおり、ただ町側がこう考えているということだけでは、あそこの場所は動かないと思ってます。ついては、みやまの里の臨時総会の中でですね、いろんな意見が出ました。さっき言った意見も含めて、また常設でね、例えばちょっとした買い物でもというような御意見も今日頂きましたので、この後、1年間ですけど、まずその中でいろんな議論をしようということになってますから、そこに御意見としてですね、あった御提案もぶつけさせていたきたいとは思ってます。ポイントとしては、今のままでは厳しいというのは、その場でも出ておりましたので、それを先の展望を変えるための取組を決めるなり、取り組んでいくなり、そういった議論の場にして、先に進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

12番 大 舘 今、課長のほうから、ほかの施設、テニスコートも毎週土・日、相当数の利用者がいますよね。ここずっと、毎週毎週すごいですよ。車も人も。あと、グラウンドについても、どこか横浜のほうのチームが中型バスで、かなりの人数で来ていられますよね。ああいう人たちを通じて、もう少し広げてもらう。こういうすばらしい場所があるんだよという。あの人たちは気に入って毎週毎週来てくれると思う。だから、そういう人たちにもう少し投げかけて、横浜ならいっぱいそういう少年の野球チームとかサッカーチームとかあると思うんでね、宣伝をうまくすれば、そんなにすごい汗かかなくても、集客はできるんじゃないかと思ってます。宣伝の仕方も含めて、行政としてみやまの里さんに指導するなり、悪い言葉で言えば尻を叩いてもらう。そういうことをしていかなければ、結果としてこんな、この計画書ではじり貧です。どんどん下がります。も

う少し前向きな姿勢、可能性って、持っているんだ。今言うように、利用者がグラウンドなりテニスコートなり、毎週のように利用されてる。そういう部分はあるんでね、可能性は秘めているので、もう少し何ていうのかな、目を向けて、町からもそういう方向に行くように働きかけたほうがいいんじゃないかなと思います。いかがですか。

観光経済課長 再度いろいろ頂きました。前向きにという点では、先ほど来話しているように、その先の展望をどうしていけるかというのは、一つグラウンドが核かなと思っておりますけれども、そこで検討していくと。あと、テニスコート、これも臨時総会のおきにお話出ました。やはり非常に快調ですね、逆に少し料金を上げてもいいんじゃないかぐらいの話もありました。立地的にいいのか、もっと、例えばテニスコート増設したらどうなのかみたいなのも話としては出るとかなと思ってます。そういう可能性も含めてですね、前向きな議論を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

6 番 井 上 それではですね、前者も言われていたんですけれども、やはり事業計画のですね、一番下に書いてある不安定さが、収支の不安定さが見込まれることから、指定管理期間は1年というところがね、やはり一番自然休養村管理センターに係る指定管理の問題点ではないのかなというふうに思います。そこで、前者のほうはですね、やはり事業者のほうを指導というところもありましたが、逆に例えばですね、松田町もですね、公共施設の管理計画というものがあまして、その中にですね、寄自然休養村管理センターについても、この計画の中に入っているわけですね。ここにつきましては、耐震診断実施状況、未実施、耐震改修工事、未実施となっておりますが、課題としてはですね、30年を経過し、老朽化が進んでいることから、修繕等の検討が必要となっておりますというふうにもうたわれています。見た目とかですね、外観もそうですし、内部の施設的にもですね、大分、本当に30年前そのまま経過をしてきているというところで…（「44年。」の声あり）あ、44年。40年以上ですね。たっているということで、大分施設の利用勝手自体もですね、古い形であると。トイレとかお風呂も



ですね、古い。先ほどグラウンドの利用があるというんですけれども、例えばそこにさらにですね、シャワー施設等があれば、その利用、また登山者のベースともなっていますし、そういった利用というのがかなり進むのではないかなというふうにも思われます。

そこで、指定管理というのは、通常複数年、5年単位ぐらいでですね、最初の年はなかなか収支としては厳しいけれども、その後はですね、民間の活力によってですね、努力をしていただいて、数年後には収益が安定する方向に行くというのがですね、指定管理者制度ではないかなというふうに私は思っています。

そうした中で、町のほうのですね、考え方として、寄自然休養村管理センターのですね、建物、公共施設のほうでは修繕というふうにならっていますが、それらのリニューアルなりですね、今後どうするんだという計画をですね、指定管理者のほうと調整をすることによってですね、いや、1年でいいよという話ではなく、複数年、何とか頑張ってみましょうという方向性も持てるのではないかなというふうに考えますが、それらについてのですね、寄自然休養村管理センターのリニューアル等についての考え方、担当課長、また町長からお願いをしたいと思います。

町長 この自然管理センターについてはですね、これまでもエアコンを直してきたりだとか、畳直したり、ふすま直したり、確かに必要に応じてやってこさせていただきました。せんだっては屋根が…屋根といたしましよかね、軒先のほうがおかしいからということで、修繕をしたりだとかしております。

私の感覚ですけども、施設がよくなれば客が来るという状況ではないようなところが多々見受けられます。ですので、先ほど大館議員からもありましたように、この管理センターを生かすも殺すも人次第というふうなことは、私も承知をしております。ただですね、これ、大前提にしなきゃいけないのは、このみやまの里さんが受けていただかなかった場合のことを考えたときに、じゃあ誰がという話は当然出てくるわけなんです。町の姿勢としては、なるべく地元から雇用の場を奪いたくない。なので、やっていただける方がいるのであれば、

1年でも半年でもという思いは正直あります。なので、まずは今回はみやまの里さんの要望を我々も酌んだ中で1年間というふうにしましたけれども、ただこの1年間で終わらすつもりではないというような気持ちは、先ほど来から話があるように、総会のとくによく話を聞きました。やはり何となくですけど、何となくというか、感じたのは、みやまの里自体がですね、社長が1人で、孤独で、本当に一生懸命頑張っているなということを感じたところ、今回の皆さんの臨時総会の中で、ある意味、もうぎりぎりのところまで来てるところを露呈していただいたおかげで、周りの人たちと、じゃあ一緒にやっぱりやっぴりやっぴりやっぴりというふうな感覚が生まれたところから、社長自身の要は目の色が変わったというふうには感じております。ただ、その中にプラスアルファとして、町としてもですね、そういった来年以降受けていただかないような施設が…施設といたしまししょうか、会社としてなくなってしまうわけにもいかないと思っているので、先ほど来話ししている伴走型で、さらに我々としてもですね、しっかりやっていく。

その上で、先ほどから計画書について大分薄い、薄いという話がありますが、ここに書かれている計画書によると、次のページ、次のページ見てもらう…2ページ、3ページのところにですね、5番のところに、立地条件を生かして現状のままであってもですね、しっかりとやっていくんだと。効率の悪いところは改善していく。新しいアイデアの考察ということを経営計画の中に盛り込んでいただいている。その後にですね、8番に、その他の経営についての提案等については、町もしっかりとミーティングしながらやっていくというふうな事業計画的なことを書かれているので、あとはここに書かれていることをどういった格好で実行していくのか、どうなのかということ、これからですね、4月1日からこれはスタートすることになりますので、皆様方から御理解をいただければですね、この団体とその先のことについてきちっと話をしながら、また時には皆さん方に予算のことも含めて、あるとすればですね、お話をさせていただきたいなというふうには考えておりますので、この計画書自体が1年間の計画書になっていますけれども、そんなに安っぽい計画書になってい

るとは思ってないということだけお伝えさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 現状ではですね、もうみやまの里でということしていくしかないという現状としてはですね、理解ができます。なかなか、先ほどですね、ロウバイまつりのときのやはり施設全体の使い勝手等、お客さんいっぱい来るんですけども、お客さん、その中で使われるのは、寄の休養村管理センターの中ではほとんどトイレだけなんです。トイレとあと食堂ですね、みやまの、浜膳さんの食堂ぐらいしか使われていないというような中でですね、町のほうも公共施設管理計画の中であるのでですね、将来性を見込んだ建物のリニューアルの方向性というものをですね、ぜひ検討をしていただいて、今回指定管理者の期間が1年間ということですけども、さらに今後、有限会社みやまの里で指定管理をお願いをすると。三セクでですね、町のほうも出資をしている会社でありますので、そこはみやまの里さんしかないのかなというふうに思いますが、やはり今後の何年か先、5年先、10年先を考えた中でもですね、やはりそういった計画をですね、ぜひ検討をしていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。